

文科省、高等学校学習指導要領の改正を告示！

数学、理科、理数(専門教科)は24年度から実施。

全面実施は25年度から。

27年度大学入試は、数学・理科の「移行措置」に留意して実施！

旺文社 教育情報センター 21年3月

- 文科省は21年3月9日、高等学校の学習指導要領改正を官報に告示した。新学習指導要領は25年度入学者から学年進行で全面実施されるが、数学、理科及び専門教科の理数等は24年度から実施されるなど、一部は前倒し(移行措置)で実施される。

20年12月の学習指導要領改訂案の公表後、文科省が行った1か月間の意見公募には3,592件の意見が寄せられたが、内容の大きな変更はなかった。

- 高等学校学習指導要領改訂の主なポイント、及び全国高等学校長協会が提出した改訂案に対する意見書の概要については、後掲の「別添資料-1、-2」を参照されたい。

<次期新課程大学入試について>

- 新しい学習指導要領に基づく大学入試に関しては、文科省の学習指導要領改正告示等の公示及び移行措置における「移行措置等に関する事項」として、各国公立大学長及び大学入試センター理事長宛に21年3月9日、次のような事務次官通知が発出されている。

* 数学、理科及び理数の各教科については、平成24年度に入学する生徒に係る教育課程から新学習指導要領によることとされていること。このため、平成26年度に高等学校を卒業する生徒を対象とする大学入学者選抜においては、当該生徒はこれらの教科については新学習指導要領の科目を履修し、他の教科については現行学習指導要領の科目を履修していることに特に留意する必要があること。

* 平成25年度以降に入学する生徒に係る教育課程からすべての教科等について新学習指導要領によることとされていること。このため、平成27年度以降に高等学校を卒業する生徒を対象とする大学入学者選抜においては、当該生徒はすべての教科について新学習指導要領の科目を履修していることに留意する必要があること。

- 上記の通知から、大学入試等における教育課程の扱いは、次のように想定される。
 - ① 平成27年度入試(26年度卒業見込み者、及び浪人生対象。27年1月～3月頃実施)
 - ・ 数学、理科の出題範囲等については、新課程による。
 - ・ 上記以外の教科・科目については、現行課程による。
 - ・ 数学、理科及び理数の旧課程(現行課程)履修者に対しては、「経過措置」を講ずる。
 - ② 平成28年度入試(27年度卒業見込み者、及び浪人生対象。28年1月～3月頃実施)
 - ・ 全ての教科・科目について、新課程で実施する。
 - ・ 旧課程(現行課程)履修者に対しては、「経過措置」を講ずる。
- 文科省では上記の通知を踏まえ、高等学校学習指導要領の「移行措置」におけるセンター試験や大学入試の具体的な実施方法等について今後、検討していくとみられる。
- 次期新課程大学入試の実施工程を想定するうえで、現行課程入試実施までの経緯についてセンター試験を例にたどってみると、およそ次のとおりである。

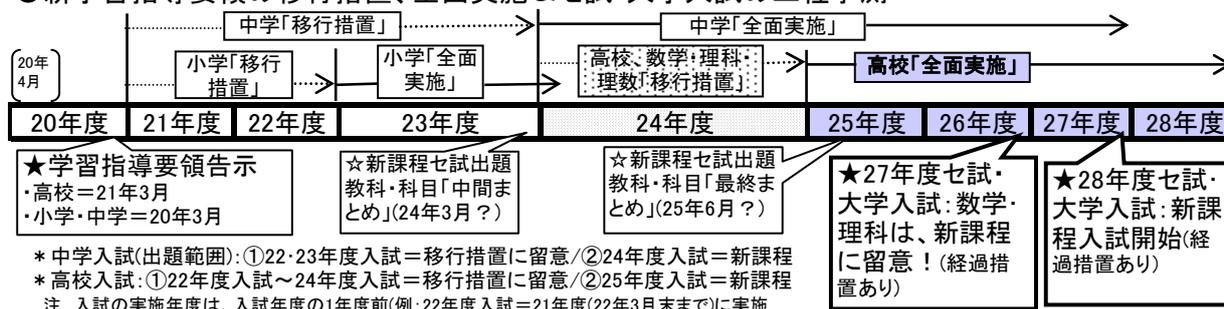
- ① 平成 11 年 3 月 29 日＝高等学校学習指導要領改正(現行課程)を告示。
- ② 14 年 3 月 28 日＝新課程センター試験出題教科・科目の「中間まとめ」発表。発表後、高校、大学等、関係団体からの意見公募を集約。
- ③ 15 年 4 月 1 日(15 年度)＝高等学校の新学習指導要領施行(入試に関する全ての教科・科目は一斉に、学年進行で実施(入試に関する教科・科目の「移行措置」はない))
- ④ 15 年 6 月 4 日＝新課程センター試験出題教科・科目の「最終まとめ」発表。
- ⑤ 18 年 1 月 21・22 日＝新課程センター試験(本試)実施。

＊旧課程履修者(浪人等)に対するセンター試験での「経過措置」は、18 年のみ実施。
 ＊各大学は、15 年に発表されたセンター試験出題教科・科目の「最終まとめ」を踏まえ、新課程入試教科・科目、出題範囲、経過措置等を発表。

- 次期の新学習指導要領によるセンター試験、大学入試も概ね上記のような流れで実施されると想定される。

今回の告示が前回からちょうど 10 年経っていることを基に、小・中学校の学習指導要領も含め、新学習指導要領の移行措置ならびに全面实施と、センター試験・大学入試との相関、及びその工程を下図に予測した。

●新学習指導要領の移行措置、全面实施&セ試・大学入試の工程予測



＊今回は数学、理科、及び専門教科の理数が1年前倒しで24年度から実施(移行措置)されることから、それらの入試での扱いが注目される。

＊新学習指導要領では、所謂「はじめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)が原則撤廃されたため、そのことが大学入試の出題範囲やレベルにどう影響してくるのかも注目される。→文科省としては、改訂の趣旨を踏まえた出題となるよう配慮を求めている。

なお、入試の出題範囲等に関して文科省は、中学・高校入試については「学習指導要領の「範囲内」、大学入試については「学習指導要領に“準拠”」という見解を示している。

<学習指導要領の文科省資料の参照>

- 今回発表された高等学校学習指導要領、特別支援学校学習指導要領、及び「移行措置」等の詳しい資料は文科省の HP (URL は下記参照)に掲載されており、参照されたい。

＊文科省 HP、学習指導要領の URL :

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm

高等学校学習指導要領改訂の主なポイント

旺文社 教育情報センター(21年3月)

1. 改訂の基本的な考え方

新しい高等学校学習指導要領は、原則として、平成25年4月1日以降に高校に入学した生徒から適用する。

今回の改訂の基本的な考え方は、以下の3点であり、20年3月に告示された幼稚園、小・中学校学習指導要領等の改訂と同様である。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

* <生きる力>

1. 「確かな学力」: 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力。
2. 「豊かな心」: 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。
3. 「健やかな体」: たくましく生きるための健康や体力、など。

* <学力の3要素>

1. 基礎的・基本的な知識・技能の習得
2. 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
3. 学習意欲

2. 卒業単位数等の教育課程の基本的な枠組み

- ・卒業までに修得させる単位数は、現行どおり74単位以上
- ・“共通性”と“多様性”のバランスを重視し、学習の基盤となる国語、数学、外国語に「共通必修修科目」を設定するとともに、理科の科目履修の柔軟性を向上
- ・週当たりの授業時数(全日制)は標準である30単位時間を超えて授業を行うことができることを明確化
- ・義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けることを促進

3. 教育内容の主な改善事項

- 言語活動の充実
 - ・国語をはじめ各教科等で批評、論述、討論などの学習を充実
- 理数教育の充実
 - ・遺伝情報とタンパク質の合成、膨張する宇宙像など、近年の新しい科学的知見等を踏まえ内容を充実、統計に関する内容を数学Iに導入(必修化)、など

- ・日常生活や社会との関連を重視した改善(理科に「科学と人間生活」の新設)
- ・数学Ⅰ、数学Ⅱに「課題学習」を、物理・化学・生物・地学の各章に「探究活動」をそれぞれ導入したり、理科に新科目「理科課題研究」を創設したりするなど、知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視
- **伝統や文化に関する教育の充実**
 - ・歴史教育(世界史における日本史の扱い、文化の学習を充実)、宗教に関する学習を充実
 - ・古典(国語)、武道(保健体育)、伝統音楽(芸術「音楽」)、美術文化(芸術「美術」)、衣食住の歴史や文化(家庭)に関する学習を充実
- **道徳教育の充実**
 - ・学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを新たに規定
 - ・公民「現代社会」や「特別活動」等で、人間としての在り方生き方に関する学習の充実
- **体験活動の充実**
 - ・ボランティア活動などの社会奉仕、就業体験を充実するとともに、職業教育において、産業現場等における長期間の実習を取り入れることを明記
- **外国語教育の充実**
 - ・指導する標準的な英単語数を増加(1,300語→1,800語/中学・高校=2,200語→3,000語)し、授業を実際のコミュニケーションの場とするという観点から、“英語の授業は英語で指導する”ことを基本とするなどの改善
- **職業に関する教科・科目の改善**
 - ・職業人の規範意識や倫理観、技術の進展や環境等への配慮、地域産業を担う人材育成等、各種産業で求められる知識・技術等を身に付けさせる観点から科目構成や内容を改善

4.「移行措置」等

- 高等学校学習指導要領の「総則」(各教科・科目及び単位数等、及び各教科・科目の履修等に関する規定を除く)、「総合的な学習の時間(単位数の扱いも含む)」「特別活動」については、22年度から先行実施する。
- 数学、理科及び理数(専門教科)については、小・中学校で21年度から「移行措置」が実施されることに伴い、高校でも24年度入学者から新学習指導要領による指導を学年進行で実施する。
- 国語、地理歴史、公民、外国語、家庭、情報、専門教科(福祉、体育、音楽、美術以外)については、25年度入学者から学年進行で実施する。
- 保健体育、芸術、専門教科(体育、音楽、美術)については、各学校の判断により、22年度からの実施も可能とする。
- 専門教科の福祉については、新しい介護福祉士養成課程に対応するため、各学校の判断により、21年度からの実施も可能とする。

高等学校学習指導要領改訂案 全高長パブコメ

**全高長、高校新学習指導要領の「英語で授業」に、
学校の“裁量幅”の明確化を求む！**
「はどめ規定」削減は評価しつつも、
学校間の競争拡大や大学入試の出題内容に懸念

旺文社 教育情報センター 21年2月

文部科学省は20年12月、高等学校学習指導要領案を発表し、1か月間の意見公募(パブリックコメント)を行った。

全国高等学校長協会(全高長：会長・戸谷賢司)は、今回の高等学校学習指導要領案を概ね評価しているが、注目されている「英語の授業を基本的に英語で行う」ことに関しては、各学校に裁量幅を持たせるといった趣旨を解説書等に明記することを文科省に求めている。

また、理科・数学等の「はどめ規定」の原則削除も評価するとして、学校間の過度の競争や大学入試の出題内容についての配慮を求めている。

以下に、高等学校学習指導要領改訂案についての全高長の意見概要を紹介する。

1. 国語、数学、英語の必修科目について

- 国語の「国語総合」、数学の「数学Ⅰ」、英語の「コミュニケーション英語Ⅰ」がそれぞれ全員必修科目(共通必修科目)になったことは、国民全員の教養を下支えする意味において評価するとしている。
- 国公立大学等の入試科目増の環境下で、平成11年の学習指導要領改訂により中学校の学習内容の一部が高等学校に移され、高等学校には過重の負担がかかっているという。今回の改訂案では、中学校から高等学校へ移行された内容の多くが再び中学校に戻されるため、高等学校にとっては負担軽減となり、評価している。

2. 英語の単語数、授業形態について

- 英語で学ぶ標準的な単語数が1,300語から1,800語となることは、今後扱える教材の幅が増え、評価している。
- 各教科で生徒の言語活動を充実するという方針は、評価している。

しかし、英語の授業を基本的に英語で行うということに関しては、国民が生きた英語を学ぶという方向では支持するが、この実施により授業進度が遅滞する可能性が考えられるという。さらに中学校からの入学時点において極めて生徒の学力が多様化しており、日本語による授業でも理解させることが困難である生徒も多数在籍していると指摘。これらのことから、定められた進度のなかで英語による授業をどの範囲まで実行するのかは、各学校における裁量幅が与えられていると捉えている。

こうしたことから、「基本とする」との表現が裁量の程度を示している、という趣旨を解説書等に明記するよう求めている。

＜編集部注＞ 高等学校学習指導要領案：第8節 外国語

第3款 英語に関する各科目に共通する内容等

4 英語に関する各科目については、その特質にかんがみ、生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるよう十分配慮するものとする。

3. 「はどめ規定」削除について

- 理科、数学等の内容について、「はどめ規定」（詳細な事項は扱わないなどの規定）を原則削除したことは評価している。
- ただ、このことで、学校間における過度の競争が起こらないような配慮を求めている。また、大学入試の出題内容についても、配慮を求めることが必要であるとしている。

4. 授業時数について

- 授業時数について「必要がある場合には増加することができる」ことの明文化については、土曜日の活用や0時限目、7時限目の授業が数多く実施されている現状からみて評価するとしている。
- 短時間単位の授業を授業時数に含めることができるとの規定も、現在行われている実態を認めることであり、評価している。
- しかし、授業時数不足の根本的な原因の一つが、教育公務員の週5日勤務にもからんだ学校週5日制にあるとしている。そのため、教員数の増員などの予算的な措置を講じることにより、長期的には、「教員週5日勤務、生徒週6日授業」を学校裁量で選択可能とするなどの制度変更を望んでいる。

5. 学習の遅れがちな生徒への対応について

- 義務教育段階での学習内容を復習する機会の設置については、現段階でも各学校における補習等で様々に対応しているのが現状だという。今回の改訂案は、この現状に対する追認の意味もあると捉えている。
- この問題は、現段階の対応でも学校によってはかなりの負担増となっており、教員の負担軽減が課題であるとしている。

6. 道徳教育について

- 道徳教育が高等学校教育においても必要であることは、言をまたないと断じている。

その中で、今回作成が義務づけられた全体計画については、計画作成に多くのエネルギーが割かれることで、肝心の計画の実行に支障が出るようなことのないように、確実な実行につながられるような形式、分量の設定を求めている。

7. 特別支援教育について

- 高等学校に在籍する障害のある生徒への配慮として、個別計画作成が例示された。また、特別支援学校においても、重複障害者のみが対象であった生徒の個別指導計画作成が全生徒について義務づけられた。

これらのことは、生徒へのきめ細かな対応を進める上では評価できるが、高等学校への特別支援コーディネーターの定数配置や特別支援学校への教員定数増などの施策が同時に実施されないと、この措置がそのまま教員の過重負担となり、かえって教員が個々の生徒に接する時間を減ずるといような矛盾が生じかねないと懸念している。

8. キャリア教育推進について

- 就業体験の重要性については認識しているが、現在のような経済状況の中で、企業負担を強いる就業体験引受先の確保の困難さを推測している。

現在、就業体験が実施され、体験先確保の困難さが指摘されている中学校に比べて規模の大きい高等学校の生徒数を考えたとき、引受先を確保する困難さはより大きなものとなることが予想されるという。引受先の開拓を学校のみが行わなければならないことのないように、行政機関や企業団体の積極的な協力を求めている。

9. 部活動指導について

- 部活動指導については、部活動に関する教育内容が学校教育に所属すべき内容なのか、社会教育に所属すべき内容なのかは当協会会員の中にも異なった見解が複数存在しているという。
- 少なくとも現在、学校教育の中で多くの部活動がなされ、主として教員がその指導に当たっている現状を鑑みると、特別教育活動の項目としてではなく、総則の一部としてであっても「学校教育の一環として」の文言が記入されたということは、一つの前進であると捉えている。
- 今後この方向性を取るならば、実質的に指導に当たっている教員の服務形態に制度的な配慮が必要だという。また、地域との連携により運営を工夫するにしても、地域の受け皿作りは学校ができる範囲を超えており、行政機関等の積極的な関与を求めている。